

保 発 1 2 1 9 第 2 号  
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

出産育児一時金の支給額の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 365 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成 23 年 1 月 31 日保発 0131 第 2 号）別添 1 「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」及び別添 2 「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、平成 27 年 1 月から実施することとしたので、適切に対応いただくよう、御留意願いたい。

記

1. 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第 2 の 2 (1) ②中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「39 万円」を「40 万 4 千円」に改め、同 2 (2) ②及び③並びに同 4 (2) 及び (3) 中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改める。

第 3 の 6 中「なお、直接支払制度の定着を図るため、独立行政法人福祉医療機構における出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金について、貸付申込期間を平成 24 年 3 月 31 日までに限り延長する。」を削る。

2. 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第 5 の 3 中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「3 万円」を「1 万 6 千円」に改め、同ア中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改める。

第 7 の 3 を削る。

(様式 4) の枠内「貴院が代理受領することができる額の上限 (①と②の合計額)」欄①中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改める。

保 発 1 2 1 9 第 3 号  
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

出産育児一時金の支給額の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 365 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成 23 年 1 月 31 日保発 0131 第 3 号）別添 1 「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」及び別添 2 「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、平成 27 年 1 月から実施することとしたので、適切に対応いただくよう、御留意願いたい。

記

1. 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第 2 の 2 (1) ②中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「39 万円」を「40 万 4 千円」に改め、同 2 (2) ②及び③並びに同 4 (2) 及び (3) 中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改める。

第 3 の 6 中「なお、直接支払制度の定着を図るため、独立行政法人福祉医療機構における出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金について、貸付申込期間を平成 24 年 3 月 31 日までに限り延長する。」を削る。

2. 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第 5 の 3 中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「3 万円」を「1 万 6 千円」に改め、同ア中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改める。

第 7 の 3 を削る。

(様式 4) の枠内「貴院が代理受領することができる額の上限 (①と②の合計額)」欄①中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改める。

保 発 1 2 1 9 第 4 号  
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

出産育児一時金の支給額の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 365 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成 23 年 1 月 31 日保発 0131 第 4 号）別添 1 「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」及び別添 2 「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、平成 27 年 1 月から実施することとしたので、貴都道府県内の保険者及び関係団体への周知等につき御配慮願いたい。

記

1. 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第 2 の 2 (1) ②中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「39 万円」を「40 万 4 千円」に改め、同 2 (2) ②及び③並びに同 4 (2) 及び (3) 中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改める。

第 3 の 6 中「なお、直接支払制度の定着を図るため、独立行政法人福祉医療機構における出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金について、貸付申込期間を平成 24 年 3 月 31 日までに限り延長する。」を削る。

2. 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第 5 の 3 中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「3 万円」を「1 万 6 千円」に改め、同ア中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改める。

第 7 の 3 を削る。

(様式 4) の枠内「貴院が代理受領することができる額の上限 (①と②の合計額)」欄①中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改める。